

注文 No. \_\_\_\_\_

# 注 文 書

平成 年 月 日

発注者(甲)

受注者(乙) 住 所 東大阪市荒本西3丁目4番5号

商 号 株式会社トークンリースサービス

Ⓜ

代表者名 権 藤 圭 介

下記の工事について \_\_\_\_\_ (以下甲という)と  
受注者 株式会社トークンリースサービス (以下乙という)との間に下記条件及び条項により発注いたします。

・工事名称 \_\_\_\_\_ 高所作業車による足場設置工事

・工事場所 \_\_\_\_\_

・発注金額 \_\_\_\_\_

・工 期 着工 平成 年 月 日

・支払条件 \_\_\_\_\_

完成 平成 年 月 日

名 称 / 摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
					8時間以上は残業
(燃料・残業料金・消費税は別途)					

## 発注契約条項

- 乙は工事監督員又は甲の現場代理人の支持に従って直営方式により責任を持って入念に工事を完成しなければならない。
- 甲乙相互とも緊急失対法、労働基準法、職業安定法、公害防止に関する法令、関係法令を守らなければならない。
- 乙はこの契約によって生ずる権利若しくは義務は、これを第三者に譲渡、承継させてはならない。但し、甲の承認を得た場合はこの限りではない。
- 工事に使用する高所作業車、また穴掘建柱車は使用前に監督員の承認を受けたものでなければならない。
- 甲乙双方がその責めに帰する事由により頭書の工期内に工事を完成する見込みがないと甲又は乙が認めたとき、及び甲乙双方が契約に違反し工事を完成することが不可能となったときは甲乙とも契約を解除することが出来るものとする。この場合の蒙った損害は甲乙双方協議の上負担するものとする。
- その他の事項については甲乙協議の上決定する